

事業事前評価表

国際協力機構南アジア部南アジア第三課

1. 基本情報

- (1) 国名：スリランカ民主社会主義共和国（スリランカ）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：国内全域
- (3) 案件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

G/A 締結日：2023年8月9日

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における中核人材育成分野の現状・課題及び本事業の位置付け
スリランカにおいては、各開発課題を取扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政等のキャパシティが、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの協力重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、本邦大学院への留学による行政官等の育成が期待されている。

■ 包括的かつ持続的な経済成長基盤整備のための人材育成

スリランカでは2009年の紛争終結後から、実質GDP成長年率は比較的安定していたが、2014年以降はマイナス成長が続き、その後、2021年の実質GDP成長年率は3.3%（国際通貨基金（IMF）、2023年）にとどまった。国際収支は恒常的に赤字であり、2021年の対外債務は対GDP比64.4%（IMF、2023年）と高い水準にある。また、2022年4月にはスリランカ政府は公的債務返済の一部停止を発表するなど債務問題が深刻化した。2023年3月にはIMFプログラム（拡大信用供与措置）の実施が承認され、スリランカ政府の債務持続性回復に向けた取り組みが開始された。今後スリランカが持続的な経済成長を達成するためには国内産業の生産性と競争力強化が急務であるとともに、開発課題である「公共政策」、「開発経済（マクロ経済、財政／公共投資管理、産業開発政策／投資促進）」、「都市・地域開発」を所掌する政府機関の行政能力の向上及び適切な制度構築が重要であり、その解決のための支援として本事業が位置付けられる。

(2) 中核人材育成分野に対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置付け

本事業で対象とする分野「公共政策」、「開発経済」、及び「都市・地域開発」は、対スリランカ民主社会主義共和国国別開発協力方針（2018年1月）の重点分野「質の高い成長の促進」、「包摂性に配慮した開発支援」、「脆弱性の軽減」と合致する。また、対スリランカ民主社会主義共和国JICA国別分析ペーパー（2020年

3月)においても、日本政府の主要外交政策である「自由で開かれたインド太平洋」(FOIP)を踏まえ、スリランカの更なる開発促進のためには、インフラ整備にとどまらず、政策支援や人的連結性の強化に資する人材育成についての支援の必要性が高いと分析しており、またガバナンスに係る課題別事業戦略(グローバル・アジェンダ)のクラスター「公務員及び公共人材の能力強化」と合致することから、我が国及びJICAの協力量針との整合性が認められる。

さらに、本事業を通じて、SDGs(持続可能な開発目標)のゴール4「万人の包摂的で衡平な質の高い教育の確保、生涯学習の機会の促進」、ゴール8「働きがいも経済成長も」、及びゴール13「気候変動に具体的な対策を」等に貢献すると考えられることから、本事業の実施を支援する必要性は高い。

(3) 他の援助機関の対応

スリランカにおいて類似事業を実施する主なドナーとして、オーストラリア、韓国、中国等が挙げられ、奨学金事業を実施している。

3. 事業概要

(1) 事業概要

①事業の目的

スリランカの政府の中核において活躍し得る若手行政官等が本邦大学院において学位(修士・博士)を取得することを支援することにより、当国の開発課題解決のための人材の育成及び我が国と当国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって当国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与するもの。

②事業内容

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に最大17名(修士課程15名、博士課程2名)の留学生が、本邦大学院において、スリランカにおける優先開発課題の分野での知識習得を目的として留学することに対して、必要な経費を支援するもの。また、優先課題へより具体的に対応するべく4期分の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。なお、本年はその第3年次事業として実施するものである。

③本事業の受益者(ターゲットグループ)

学位(修士・博士)を取得する若手行政官等17名(ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進のため、女性行政官の参加や能力向上を促進する取り組みを行う。)

(2) 総事業費

284百万円(概算協力額(日本側):284百万円)

(3) 事業実施スケジュール(協力期間)

2023年7月～2028年3月を予定（計57カ月）。

(4) 事業実施体制

本事業の円滑な実施のために、スリランカにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、スリランカ政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

運営委員会の構成：財務省対外援助局、行政・地方省、教育省、人事委員会、在スリランカ日本大使館、JICA スリランカ事務所

(5) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

留学生は、開発途上国の未来と発展を支えるリーダーとなる人材を日本に招き、欧米とは異なる日本の近代の開発経験と、戦後の援助実施国（ドナー）としての知見の両面を学ぶ機会を提供する、JICA 開発大学院連携プログラムへの積極的な受講を奨励されている。

2) 他援助機関等の援助活動

特になし。

(6) 環境社会配慮

①カテゴリ分類：C

②カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

(7) 横断的事項

特になし。

(8) ジェンダー分類：

【ジェンダー案件】「GI（S）ジェンダー活動統合案件」

<活動内容／分類理由>留学生募集時に女性の応募勧奨を行い、キャリア形成に向けた研修等を通じて、自国の課題解決に向けてリーダーシップを発揮できる女性行政官の育成を推進するため。

(9) その他特記事項

特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

指標名		基準値 (2023年実績値)	目標値（2029年） (事業完了1年後)
留学する学生数（名）	修士	0	15

	博士	0	2
留学生の学位取得率 (%)	修士	0	95
	博士	0	65

(注) 博士課程については、原則として過去に本事業で修士学位を取得した者の中から複合的な条件に合致する人材がいる場合のみ受け入れる。

(注) 学位取得率については、4期分の計画全体における目標値とする。また、下記5.に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。

(注) 学位取得率の目標値について、修士の学位取得率は、2015年、2019年に実施した基礎研究にてJDS各国の学位取得率を確認し、最も低い国が95%程度であるため、最低限満たすべき目標として全対象国共通で95%を設定する。博士の学位取得率は、2020年度、2021年度の博士課程修了者の実績を踏まえ、最低限満たすべき目標値として全対象国共通で65%を設定する。

(注) 現職率、役職率等の帰国後の留学生の活躍状況に関しては、JICAで定期的(4年に1回目途)に実施する本事業に関する基礎研究において確認する。

(2) 定性的効果

- ・ 本計画の実施により、若手行政官等が我が国において学位(修士・博士)を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・ これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定、政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。
- ・ 留学生受入による、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入大学等の国際競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化に資する。
- ・ 本邦大学院における学位取得のため学習のみならず、キャリア形成に向けた研修等を通じて、自国の課題解決に向けてリーダーシップを発揮できる女性行政官が育成される。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし。

(2) 外部条件

- ① 同国政府の人材育成に対する政策が変更されない。
- ② 留学生本人が病気や事故等のトラブルにあわずに勉学を全うできる。
- ③ 留学生が帰国後に復職できる。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去の人材育成奨学計画において、二国間関係で重要となる省庁で主要政策を担う可能性が必ずしも高いとはいえない行政官等が選考されている例もあるところ対象分野や対象省庁の選定にあたっては先方政府と十分な検討を行い、人事当局を選考過程に関与させる等して、帰国後の活躍がより見込まれる優秀な留学生候補を選定できるように工夫する。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、中核人材育成の推進を通じて行政能力の向上に資するものであり、SDGs のゴール 4「万人の包摂的で衡平な質の高い教育の確保、生涯学習の機会の促進」、ゴール 8「働きがいも経済成長も」、及びゴール 13「気候変動に具体的な対策を」等に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後のモニタリング計画

(1) 今後の評価に用いる指標

4. のとおり。

(2) 今後のモニタリング取りまとめ時期

4. (1) に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4 年に一度の調査を行い、取りまとめる。

以 上